

武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例（平成24年3月武蔵野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>付 則</p> <p>1 から 4 まで （略）</p> <p>（令和3年度における融資のあっせんの特例）</p> <p>5 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に、事業資金特別融資又は小口零細事業資金特別融資について、あっせんの申請を行う者に対する第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「前年の同期」とあるのは、「前年、2年前又は3年前のいずれかの同期」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>1 から 4 まで （略）</p> <p>（令和4年度における融資のあっせんの特例）</p> <p>5 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に、事業資金特別融資又は小口零細事業資金特別融資について、あっせんの申請を行う者に対する第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「前年の同期」とあるのは、「前年、2年前、3年前又は4年前のいずれかの同期」とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症による経済への影響を踏まえ、令和4年度における融資のあっせんの特例について定めるため、所要の改正をするものである。